

小田原市人権施策推進委員会委員 募集要項

1 主旨

小田原市では「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」を基本理念とした「小田原市人権施策推進指針」を策定し、市民の方から様々なご意見をいただきながら、人権侵害や差別のない社会づくりに取り組んできました。

そして、市の人権施策について人権尊重の視点から評価し、必要な助言や提言をいただく附属機関として「小田原市人権施策推進委員会」を設置しています。

指針に基づく人権施策の推進にあたり、市の取組に対しての意見や施策の改善を図るための意見などを一般市民の立場で述べていただきたく、新たに委員会に参画していただける市民委員を「小田原市人権施策推進委員会委員選考規程」に基づき募集するものです。

なお、委員会は学識経験者や関係団体の方などととも構成されます。

2 募集内容

| | |
|------|----------------------------------|
| 募集人数 | 1人 |
| 対象 | 市内在住・在勤・在学の18歳以上（令和7年4月1日現在）の方 |
| 任期 | 委員委嘱の日から令和9年3月31日まで（会議開催は、年3回程度） |
| 謝礼 | 1回の会議参加につき10,000円 |

3 募集期間

令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）まで（必着）

4 応募方法

『小田原市人権施策推進委員会委員 応募用紙』に、『必要事項』及び『応募理由』（400字程度）を記入の上、次のいずれかの方法で提出する。

- (1) 郵送 〒250 - 8555（所在地は記載不要。）小田原市 市民部 人権・男女共同参画課あて
- (2) F A X 0465 - 33 - 1851
- (3) メール jinken@city.odawara.kanagawa.jp
- (4) 直接提出 市民部人権・男女共同参画課（小田原市役所本庁舎5階）
8：30～17：15（土日・祝日を除く）

5 その他

※応募書類は返却いたしません。

※公募委員の選考にあたっては、提出いただいた応募用紙に基づき書類審査をします。その後、書類審査を通過された方と面接を実施した上で、最終的に委員となる方を決定します。

※選考結果は、合否にかかわらず、6月末日までに応募者全員に連絡します。